

砂 川 市 訓 令 第 2 4 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金交付事務取扱要領を廃止する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金交付事務取扱要領を廃止する訓令

砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金交付事務取扱要領（平成27年訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。